

令和7年度 警報等発表時における児童生徒の対応について

知多市教育委員会

1 「暴風(暴風雪)警報」が知多市に発表された場合

【児童生徒の登校前】

(1) 午前6時30分より前に警報が解除された場合は、平常通り教育活動を実施します。
ただし、登校が危険と保護者が判断した場合は登校を見合わせてください。その場合は、学校に速やかに連絡ください。

(2) 午前6時30分以降に警報が解除された場合は、学校は休校です。

(午前6時30分ちょうどを含む)

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

(1) 速やかに教育活動を中止します。

(2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校します。

(3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし、状況に応じて学校からの連絡により引渡下校を行います。

※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後「暴風(暴風雪)警報」発表の可能性が高い場合は教育活動を中止し、速やかに下校させることがあります。

※ 知多市と表記してありますが、愛知県全域または愛知県西部・知多全域という表現で発表されることもあります（以下、同じ）。

2 「特別警報」が知多市に発表された場合

※ 「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。
「〇〇特別警報」という名称で発表されるのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です（気象庁HPより）。

【児童生徒の登校前】

(1) 登校しません。特別警報解除後も安全に登校させようと判断し、学校から連絡があるまでは登校をさせないでください。

(2) 午前6時30分以降に特別警報が解除された場合は、学校は休校です。

(午前6時30分ちょうどを含む)

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

(1) 速やかに教育活動を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。

(2) 警報解除後、安全に帰宅できると判断した場合には、学校からの連絡により引渡下校を行います。

3 「大雨(大雪)警報」「洪水警報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が知多市に発表された場合（原則、休校とならない）

【児童生徒の登校前】

(1) 基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせてく

ださい。その場合、学校に速やかに連絡してください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 教育活動は継続して行いますが、課外活動は中止します。児童生徒の安全を最優先に、屋内で待機する等の対応を行う場合があります。
- (2) 気象状況や通学路等の状況から判断し、教育活動を中止して速やかに下校させることもあります。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし、状況に応じて保護者の判断または学校からの連絡により引渡下校を行います。

4 「大津波警報」「津波警報」が知多市に発表された場合、または「震度5弱以上の地震」が発災した場合

【児童生徒の登校前】

- (1) 登校しません。翌日以降は自宅待機とし、学校から登校の連絡があれば、登校します。

【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止します。
- (2) 児童生徒の安全を確保するとともに、保護者への引渡しを開始します。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応については、別紙1を参照ください。

5 その他

○ 「暴風（暴風雪）警報」等の発表時の学校給食の取り扱いについて

- (1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風（暴風雪）警報」等の発表の可能性が高い場合は、前日の正午までに給食の中止を決定し、その旨を学校から家庭に連絡します。したがって、当日の給食はありません。授業を実施することになった場合は、必要に応じて弁当等を持参させてください。
- (2) 上記(1)で給食中止の決定をせず、「暴風（暴風雪）警報」等が発表されている場合
 - ① 当日の午前6時30分より前に警報が解除され、平常通りに教育活動を行う場合は、給食を実施します。
 - ② 当日の午前6時30分以降に警報が解除された場合、学校が休校のため、給食を実施しません。

○ 警報等の発表時及び災害等発生時の「欠席」「遅刻」「早退」の扱いについて

- (1) 登校が危険と保護者が判断された場合、学校に連絡することで「欠席」や「遅刻」扱いとなりません。また学校待機中等に、保護者の判断で引渡下校する場合は「早退」扱いとなりません。

○ 放課後児童クラブについて

- (1) 警報発表の有無にかかわらず、学校が安全管理上閉鎖になった場合は、小学校に隣接する放課後児童クラブは実施されません（詳細は別紙2を参照ください）。

「南海トラフ地震臨時情報（※）」が発表された際の対応について

知多市教育委員会

(前提) 知多市で大きな地震（震度 5 弱以上）は発生していないが、

気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

調査開始 あるいは 地震発生～ 2 時間後	「調査中」が発表された場合		
	・ 通常の教育活動を実施。		
調査開始 あるいは 地震発生 2 時間後～ 1・2 週間 後	「巨大地震警戒」が 発表された場合	「巨大地震注意」が 発表された場合	「調査終了」が 発表された場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動を中止。 ・ 登校前の場合は登校せず自宅待機。 ・ 登校後の場合は速やかに教育活動を中止。児童生徒を保護者へ引き渡し。 ・ 翌日以降は自宅待機とし、学校からの連絡があれば登校。 ・ 発表から 1 週間後、国からの発表等に応じて、「巨大地震注意」の対応へ移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の教育活動を実施（ただし、原則として課外活動は中止）。 ・ 発表から 1・2 週間後、国からの発表等に応じて、臨時情報発表前（平常時）の教育活動へ移行。 <p>※保護者の判断で登校を控える場合は、欠席等の扱いにはしない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の教育活動を実施。

- ・ 知多市は、南海トラフ地震臨時情報における事前避難対象地域ではありません。現時点では事前避難を原則として行わないため、「巨大地震警戒」が発表されていない場合は通常の教育活動を実施する予定です。
- ・ 不測の事態により、不都合が発生する際には、学校と教育委員会で協議の上、学校を臨時休業とする場合があります。その際は学校から連絡します。

(※) 南海トラフ地震臨時情報については、内閣府 HP を参照ください。

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index4.htm>


放課後子ども総合プラン緊急時の対応について

状況	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
保護者への引渡し（地震等引渡し訓練日含む）	・当該学校の児童クラブは閉所します	・当該学校の子ども教室は閉所します
台風接近に伴う一斉下校（学年下校含む）する場合	・開所します	・閉所します
暴風警報発令（台風等）	暴風警報発令時には、閉所します ○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、閉所します。 ○学校休業日：警報解除後の対応 ・午前5時30分までに解除 →通常どおり開始 ・午前11時までに解除 →解除2時間後から開始 ・午前11時以降に解除 →閉所	暴風警報発令時には、閉所します ○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、閉所します。
特別警報発令（大雨・暴風等）	特別警報発令時には、閉所します ○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、閉所します。 ○学校休業日：警報解除後の対応 午前5時30分までに解除 →通常どおり開始 午前6時30分までに解除 →解除2時間後から開始 午前6時30分以降に解除 →閉所	特別警報発令時には、閉所します ○小学校の授業のある日 小学校の緊急時の対応に準じます。 小学校が休校の場合、閉所します。
地震	以下の場合には閉所します ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ・震度5弱以上の地震が発生した時	以下の場合には閉所します ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ・震度5弱以上の地震が発生した時
集団風邪、インフルエンザ等	○学校閉鎖の場合 ・当該学校の児童クラブは閉所します。 ○学級（学年）閉鎖の場合 ・当該学級（学年）の児童は、児童クラ	○学校閉鎖の場合 ・当該学校の子ども教室は閉所します。 ○学級（学年）閉鎖の場合 ・当該学級（学年）の児童は、子ども教

	<p>ブへは登所できません。</p> <p>○明日から学級（学年、学校）閉鎖となる早帰りの場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当日に限り登所できます <p>○学級（学年、学校）閉鎖はせず、流行を防ぐための早帰りの場合</p> <ul style="list-style-type: none">・登所できます	<p>室へは参加できません。</p> <p>○明日から学級（学年、学校）閉鎖となる早帰りの場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当該学級（学年）の児童は、子ども教室へは参加できません。学校から直接帰宅します。 <p>○学級（学年、学校）閉鎖はせず、流行を防ぐための早帰りの場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当該学級（学年）の児童は、子ども教室へは参加できません。学校から直接帰宅します。
--	--	---